令和７年度

雪 寒 対 策 除 雪 計 画 書

米原市まち整備部まち保全課

1　目的

この計画は、冬期雪寒時の通勤・通学等市民の生活基盤である主要幹線道路の冬期の交通を確保するため、降積雪状況、道路交通状況等を速やかに把握し、迅速かつ適切な除雪活動を実施することを目的とする。

2　雪寒対策期間

雪寒対策期間は、令和７年12月1日から令和８年3月20日までの110日間とする。ただし、気象状況等を考慮して変更することがある。

3　組織体制

①　除雪対策の組織は下表のとおりとする。

②　対策期間中は、まち整備部まち保全課に除雪対策本部を設置し本部長は本部事務を総括する。
　実施部長は除雪作業の指揮に当たり、パトロール班は指揮班の指示の下、市内の巡回により積雪状況等を確認し作業実施の判断を行い、指揮班により委託業者への指示および地域住民からの連絡対応に当たる。

〈通常体制組織表〉

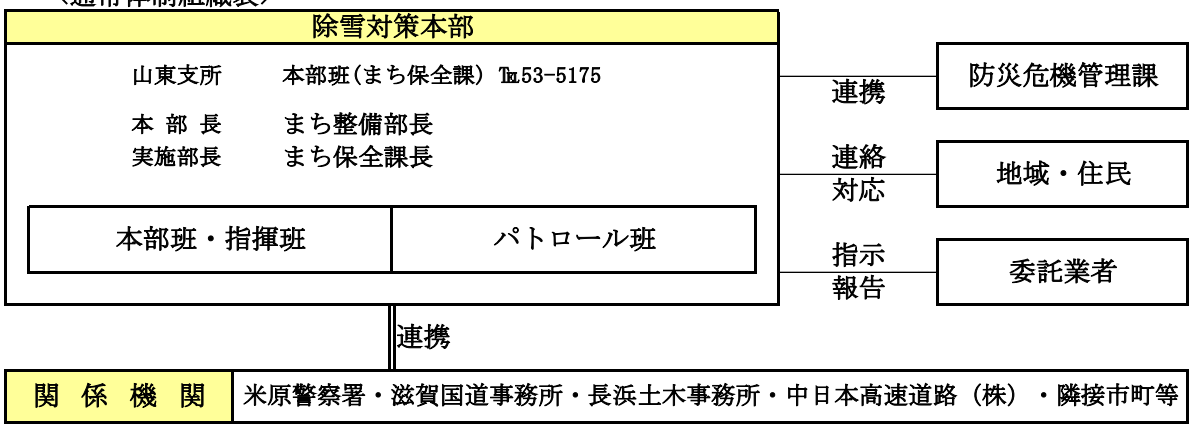

③　雪に関する警報が発表され、災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは早急に除排雪作業等により道路交通を確保する必要があるときは、地域防災計画に基づく災害警戒本部体制に準ずる「豪雪対策本部警戒体制」へ、さらに大規模災害が発生し、または発生が確実に予測されるときは「災害対策本部体制」へ移行する。同時に、本部班・指揮班・パトロール班は解散し、班員は地域防災計画で定める班事務に当たり、道路除雪に関すること（パトロールや委託業者への指示等）については社会基盤班が行うものとする。
　また、豪雪対策本部または災害対策本部が解散されると同時に、「除雪対策本部警戒１号体制」へ移行し、本部班・指揮班・パトロール班を再編する。

〈体制区分表〉

区　　分	配備基準	配備体制
除雪対策本部 通常体制	降雪時および降雪が予想される場合	本部班、指揮班、パトロール班に指定された職員
除雪対策本部 警戒１号体制	(1)雪に関する警報が発表されたとき。 (2)その他本部長が必要と認めたとき。	本部班、指揮班、パトロール班に指定された職員および本部長が指定した建設課、まち保全課職員
豪雪対策本部 （災害警戒本部体制）	(1)雪に関する警報が発表され、災害が発生または発生するおそれがあるとき。 (2)大雪により交通が麻痺し、または広範囲での除排雪作業が必要となる等早急に道路交通を確保する必要があるとき。	地域防災計画に基づく災害警戒本部体制に準ずる体制
災害対策本部体制	雪に関する警報が発表され、かつ大規模災害が発生または発生が確実に予測されるとき。	地域防災計画に基づく災害対策本部体制

4　除雪体制

（1）車道除雪

①除雪作業委託業者

米原市内の業者の中から地域性を考慮し、44業者により車道除雪を実施します。

②作業実施基準

作業実施の基準は、おおむね10cm以上の積雪とし、午前３時を目安に開始します。

昼間については、積雪の状況により、必要に応じて行います。

（2）歩道除雪

米原市内の国、県、市道のうち、駅周辺および通学路に指定され機械除雪が可能な路線について、除雪を行います。

（3）凍結防止剤散布

主要道路については、業者委託により専用車両による散布を実施します。

その他集落内で凍結が予想される生活道路については、地元に協力を依頼し実施します。

（4）パトロール体制

市職員によりパトロールを行い、除雪作業の指示および確認を行います。

5　出動判断基準

出動判断基準は下表のとおりとする。ただし、気象条件に著しい地域差があるため、状況により判断する。

工　種	出　動　判　断　基　準
新雪除雪	新たな積雪深が10cm程度に達し、道路交通に支障を来すおそれがあるとき。
路面整正	①路面に残雪があり、放置すると交通困難な状態となるおそれがあるとき。 ②連続した降雪による圧雪の防止や路面の平坦性を確保する必要があるとき。
異常降雪時	市民の生活道路の積雪が30cm越え、市民生活に支障が生じる恐れがあると認めるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪堤が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通に支障をきたすおそれがあるとき。
運搬排雪	拡幅除雪が特に困難な人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員の確保が困難になると判断されるとき。
歩道除雪	積雪または車道除雪に伴う堆雪があり、歩行困難な状態であるとき。
路面凍結防止剤の散布	道路パトロールや通報等により、路面凍結のおそれがあるとき。また、既に凍結が発生していることを確認したとき。

6　実施概要

実施概要は下表のとおりとする。　（単位：km）

市道延長	除雪路線		消雪路線	路面凍結防止剤散布路線
	車道	歩道		
450.5	253.5	45.7	37.5	20.2

7　他の道路管理者

米原市以外が管理する道路の管理者は下表のとおりとする。

他の道路管理者	主な路線
滋賀国道事務所	国道８号、国道21号
岐阜国道事務所	国道21号
滋賀県長浜土木事務所	国道365号、県道
岐阜県大垣土木事務所	国道365号
中日本高速道路（株）	名神高速道路、北陸自動車道
彦根市	（関係する路線）番場摺針線、磯松原線など
長浜市	（関係する路線）長沢井町線
関ヶ原町	（関係する路線）柏原長久寺線